

食・観光産業におけるホスピタリティ人材の育成・確保事業
業務委託企画提案コンペ参加仕様書

1 目的

サービス産業は、三重県経済の付加価値額・雇用で6割以上を占める重要な産業ですが、その多くが経営資源に乏しい中小企業、小規模企業であり、とりわけ現場での課題解決を通じて、新たな挑戦や価値の創造に取り組むホスピタリティ人材が不足しています。このため、企業の中核を担う人材の育成を支援することを通じて、サービス産業分野におけるホスピタリティ人材を育成・確保していくことが必要です。

この業務では、食・観光産業を中心としたサービス業に従事する方を主な対象に、①おもてなし経営等の知識、技能の習得を目的とした講義や実技指導等の連続講座、②優良サービスを展開している企業等への派遣による短期間のOJTを実施し、ホスピタリティ人材の育成・確保及びサービス産業の高付加価値化を図ることを目的とします。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名：食・観光産業におけるホスピタリティ人材の育成・確保事業業務委託

(2) 委託期間：契約締結日から平成30年3月15日（木）まで

(3) 委託内容：

食・観光産業におけるホスピタリティ人材の育成・確保事業業務が円滑に遂行できるよう、以下の内容で企画・管理・運営のほか、各種手配を行うこと。

① 連続講座の開催

ア 開催地域

三重県内（三重県と受託者が協議のうえ、決定する。）

イ 回数

5回以上

ウ 対象者

下記に掲げる方を主な対象とする。

- ・食・観光産業を中心としたサービス業における中核人材、将来的に中核を担う意欲のある人材

エ 業務の内容及び詳細

◎連続講座の内容

- ・三重県観光の基礎知識や、インバウンド、バリアフリー観光に関する留意点のほか、生産性向上など、サービス産業の現場において「おもてなし経営」の取組を進めるうえで効果的な内容とする。
- ・講座1回あたり2～3時間程度で実施する。
- ・座学形式の講座と、県内のおもてなし経営優良企業等の現場における

- 実技指導等を1回以上実施する。講座実施会場へは受講者が各自集合するものとし、公共交通機関による集合が可能な会場を選定すること。
- ・各回の講師は、実施する講座の内容に関する専門的な知識、豊富な経験を有する者とする。

◎受講者の募集

- ・50名程度を目標とし、受講者は原則全講座を受講する。

◎チラシ・ポスターの作成及び配布

- ・連続講座事前告知用のチラシ5,000枚及びポスター300枚を作成する。

【仕様（目安）】

チラシ：A4、フルカラー、両面印刷、マットコート紙A版 57.5 kg

ポスター：B2、フルカラー、片面印刷、再生コート紙

- ・チラシ・ポスターは、三重県が指定する県内市町・商工団体等へ、下記の枚数を組み合わせて受託者から送付するとともに、受託者が事業開催周知及び参加者の募集に使用する。なお、ポスターは折り曲げて発送することも可とする。

【指定送付枚数（概算）】

チラシ	ポスター	送付箇所数
10枚	2枚	95箇所
15枚	2枚	10箇所
20枚	2枚	18箇所
40枚	2枚	2箇所

- ・チラシ・ポスターの残部は連続講座初回実施日の40日前までに50部ずつ包装して納品し、三重県ホームページ上で使用できるようにPDFデータとしても納品すること。

◎連続講座の運営

- ・会場借上、設営、講師打合せ、全体の進行管理を行い、パソコン、プロジェクター、スクリーン及び音響機器等が必要な場合は、それらも運営費用に含める。
- ・開催に関する業務（募集受付、名簿作成、受付業務、司会進行、アンケート実施等）は受託者にて行う。

◎ホスピタリティ人材育成プログラムの作成

- ・実施した講座内容を基に、サービス産業事業者がホスピタリティ人材を育成する際に参考となるプログラム(マニュアル)冊子を作成する。

【仕様（目安）】

冊子：A4、フルカラー、25ページ以上

【納入品】冊子：50部

電子データ：1部

(Word、Excel等で作成し、CD-R等で納品すること。)

◎修了証書の作成

- ・連続講座修了時に、受講生に対して三重県雇用経済部長名義での修了証書を交付する。なお、部長印は三重県において押印する。

◎実績報告書の作成

- ・各講座の講義内容、参加者名簿、アンケート結果、記録写真等を報告書として作成する。

【納入品】報告書：3部

電子データ：1部

(Word、Excel等で作成し、CD-R等で納品すること。)

カ 注意事項

- ・参加者から徴収する受講料12,000円は、委託者(三重県)が参加者から徴収する。
- ・受講者等とのネットワーク構築を目的とした交流会を、講座の後に1回以上、企画・実施する。費用は参加者から別途徴収し、委託料には含めないこと。
- ・連続講座実施に必要な費用(謝金、旅費、会場借料、印刷製本費等の実費)は、全て委託料に含めること。

② OJTの開催

優良サービスを展開している企業等の現場で短期間のOJTを行う。

ア 対象者

下記に掲げる方を主な対象とする。

- ・食・観光関連のサービス業における中核人材、将来的に中核を担う意欲のある人材

イ 業務の内容及び詳細

◎チラシの作成及び配布

- ・事業告知用のチラシ5,000枚を作成する。

【仕様(目安)】

チラシ：仕上がりA4版たて二つ折り(展開A3版よこ)、

フルカラー、両面印刷、マットコート紙A版86.5kg

- ・チラシは、三重県が指定する県内市町・商工団体等約130箇所へ合計1,600枚程度を受託者から送付するとともに、受託者が事業開催周知及び参加者の募集に使用する。

- ・チラシの残部は募集開始日の40日前までに納品し、三重県ホームページ上で使用できるようにPDFデータとしても納品すること。

◎コーディネーターの選定及び業務

- ・受託者はコーディネーターを1名以上配置する。なお、配置に係る経費は受託者で負担する。
- ・コーディネーターは、派遣期間中の研修状況を把握のうえ、原則1回は企業を訪問し、企業及び研修を受講している職員と面談を行う。

- ・コーディネーターは、事業の終了後にOJTへの全参加者を集めた報告会を開催する。
- ・派遣される職員と受入企業のマッチング、事前研修の管理、受入企業でのOJT実施に係る支援、報告会の管理、派遣元企業でのフィードバックの支援を行う。
- ・コーディネーターは派遣前に、派遣される職員ごとの研修計画を作成し、委託者に報告する。

◎受入企業等の募集

- ・受入企業等は、食・観光業サービス産業で、優れたサービスを提供し、サービスの高付加価値化や生産性向上に取り組んでいる企業や組合、その他団体とする。
- ・受入企業等は県外の企業等でも可とする。
- ・受入企業等は派遣元企業の職員を受け入れ、受入企業等が取り組む優れたサービスや高付加価値なサービスのOJTを実施する。
- ・14日間以上の受入を原則とし、連続する7日間以上の2期間に分割することも可能とする。例：7日間×2期
- ・受託者は、受入企業等に対して派遣元企業の職員を1名受け入れるごとに次の金額を謝金として支払う。

【受入謝金額（職員1名あたり）】

14日～42日　：10万円（税抜）

43日以上　　：20万円（税抜）

◎派遣元企業の募集

- ・派遣元企業の応募を促すための効果的な募集期間を設定、広報活動を行い、10名以上の派遣を目標とする。
- ・職員を派遣する期間の代替職員に係る経費及び職員の派遣に係る旅費等の経費は、派遣元企業で負担する。
- ・派遣期間中に生じた事故等については、原則、派遣事業者の加入する労災保険を適用する。

◎事前研修の開催

- ・受託者は派遣実施前に、派遣予定の職員に対して事前研修を開催する。
なお、事前研修は個別研修、集団研修等形式は問わず、受入企業については、可能な限り参加することとする。
- ・事前研修は受託者とコーディネーターで企画、運営、管理する。

◎派遣の実施

- ・派遣期間は受託者が調整を行う。
- ・派遣では、受入企業等の持つ質の高いサービスを派遣される職員に習得させることを目的とする。

◎報告会の開催

- ・受託者は全ての派遣終了後、派遣された全ての職員を集め、報告会を

開催する。なお、受入企業については、可能な限り参加することとする。

◎アンケートの実施

- ・受入企業、派遣元企業、派遣された職員に対して、アンケートを実施する。

(4) 成果品

- ・実績報告書

①連続講座、②OJTを分割して作成すること。

【納入品】実績報告書：各3部

電子データ：各1部

(Word、Excel等で作成し、CD-R等で納品すること。)

【提出期限】平成30年3月15日(木)

(5) 見積金額算出にあたる注意事項

- ・経費は、個々の積み上げによる実費を原則とし、具体的な経費の内訳が分かるよう記載すること。なお、直接人件費や直接経費に定率を乗じたものを「一般管理費」等の項目で経費に計上することは認めない。

【記載例】講師謝金○円、教材費○円、会場使用料○円 等

- ・人件費について、職員は当事業にのみ専従することを原則とするが、当事業における作業量が多く、経費を計上しないと事業が実施できない場合に限り、既存職員の人件費計上を認める。なお、専従でない既存職員の人件費は、当事業のための人件費を他事業のものと明確に区分し、例えば、時間で管理をする場合は、時給×時間数で計上すること。
- ・専従でない既存職員の基本給以外の人件費（社会保険料、通勤手当等の諸手当、時間外労働の割増賃金、健康診断費等）の計上は認めない。

(6) その他

- ・本事業は国から県への委託事業の一部であり、落札決定は国の再委託承認が前提となる。
- ・事業の実施にあたっては、国の「地域創生人材育成事業実施要領」を遵守すること。
- ・本事業にかかる印刷物等については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「平成29年度環境物品等の調達方針 3 役務 印刷」の判断基準を満たすこと。

なお、同調達方針において、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成29年2月） 22-2 印刷」の「判断の基準」を満たすこと。

【参考】

「みえ・グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」

- ・三重県ホームページ

<http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm>

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」

- ・グリーン購入法. Net

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

3 契約上限額

13,208,940円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・（連続講座）上限

4,849,740円

- ・（OJT）契約基本部分の上限

3,322,080円

- ・（OJT）職員派遣1名あたりの上限

503,712円

※上記「（OJT）職員派遣1名あたりの上限」額は、派遣期間43日以上、謝金20万円（税抜）の場合であり、派遣期間が14日～42日の場合、謝金が10万円（税抜）となるため、差額を差し引いた額での精算となります。

本業務にかかる契約は概算契約とし、委託業務完了後、額の確定を行うこととします。

額の確定に当たっては、「連続講座に係る経費」、「（OJT）契約基本部分（派遣職員数及び派遣企業数に限らず必要となる経費）」、「（OJT）職員派遣1名あたりの経費」に派遣を行った職員数を乗じた金額を合計し算出します。（連続講座、OJTの契約基本部分、職員10名の派遣を行う場合の契約上限額が13,208,940円になります。

このため、職員派遣が8名となった場合の上限額は

4,849,740円（連続講座）+3,322,080円（OJT契約基本部分）+503,712円×8名
=12,201,516円となります。

4 参加条件

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

- （1）当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- （2）三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- （3）三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- （4）三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について滞納している者でないこと。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(6) 提案は、1事業者につき1件までとします。

5 企画提案コンペの実施方法

提案者は、下記に定める企画提案資料を提出期限までに提出すること。

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、別に設置する「食・観光産業におけるホスピタリティ人材の育成・確保事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、総合的に審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。）

(1) 提出を求める企画提案資料及び提出部数

- ① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）・・・・・・・・ 1部
※「登記簿謄本」等の要添付書類（コピー可）を含む。
- ② 見積書（様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
※見積書には積算根拠がわかる内訳書を添付してください。（任意様式）
- ③ 企画提案書（様式任意）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部
（正本1部、コピー7部）
- ④ 告知用チラシ案（様式任意）・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部
- ⑤ 実施スケジュール（様式任意）・・・・・・・・・・・・・・・ 8部
- ⑥ 提案事業者の概要書
・事業者の活動概要がわかる資料（自社パンフレット等）・ 8部
- ⑦ 契約実績証明書（様式3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
・過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(2) 提出期限 平成29年7月3日（月）12時必着

(3) 提出先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課

(4) 提出方法 上記提出先へ持参又は郵送による送付に限ります。

(5) 受理の確認 企画提案書を郵送で提出する場合は、提出期限までに電話で担当課に書類受理の確認をすること。

(6) 第1次審査（書類審査）の実施

- ・実施日時 平成29年7月4日（火）を予定
（なお、申込数が10件に満たない場合は、第1次審査を省略します。）

(7) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

- ・実施日時 平成29年7月11日（火）を予定
- ・場所：三重県津市広明町13番地 三重県庁内を予定

※プレゼンテーションの実施日時・場所等については、提案した全ての者に平成29年7月6日（木）15時までに電子メールまたは電話で連絡します。

(8) 選定のための評価基準

審査に当たっては、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。

(ア) 企画性 (15 点)

- ・事業の目的を達成するための的確な提案がなされているか。
- ・自社の持つノウハウ等の強みが活かされた提案がなされているか。

(イ) 専門性 (15 点)

- ・おもてなし経営等の知識、技能の習得を目的とした効果的な連続講座を実施する専門的な知見・スキルを有しているか。
- ・ホスピタリティ人材の育成等を目的としたOJTを実施する専門的な知見・スキルを有しているか。

(ウ) 業務推進性 (10 点)

- ・経営面及び技術面から実現可能な提案がなされているか。
- ・実施スケジュールが具体的であり、計画を確実に実行できる体制が整備された提案がなされているか。

(エ) 経済合理性 (10 点)

- ・費用対効果の観点から、事業予算額は効率的であるか。
- ・見積額及び積算内訳・根拠は適当であるか。

(9) 審査の結果

①第1次審査 (書類審査)

審査の結果は、10 者を決定した後、提案したすべてのものに対して速やかに通知します。(電子メール及び文書)

②第2次審査 (プレゼンテーション審査)

審査の結果は、最優秀受託候補者を決定した後、提案したすべての者に対して速やかに通知します。(電子メール及び文書)

6 企画提案にあたっての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

平成29年6月27日(火) 12時まで

(2) 質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は、文書(様式自由、ただし規格はA4版)にて行うものとし、15に記載する担当課まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行ってください。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続的な事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

(4) 質問に対する回答

頂いた質問には、電子メール、ファクシミリ、電話のいずれかにより回答させていただくとともに、平成29年6月29日（木）17時までに、三重県のホームページに掲載させていただきます。

7 最優秀受託候補者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）の写し（発行手数料は有料。）。
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）の写し（発行手数料は無料。）。

8 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県雇用経済部において示します。
- (2) 契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模を同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出いただく場合があります。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。
- (4) 契約は、三重県雇用経済部において行います。

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、委託業務完了後において別途指示する日時において実施します。

10 委託料の支払い方法、及び支払い時期

委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。なお、支払う委託料は、契約金額を上限とし、委託料の額の確定をしたうえでお支払いします。

- 11 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③ 発注所属に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

14 その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は返還しません。
- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (4) 応募書類等に記載された個人情報については、当業務委託の目的以外の目的で使用することはありません。
- (5) 提出いただいた応募書類等については、「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (6) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (7) 委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知ることが

できた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはなりません。再委託を行う場合は、再委託事業者についても同様とします。

なお、三重県個人情報保護条例により、委託を受けた事務に従事している者等に対する罰則規定が設けられています。

15 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 サービス産業創出班 福井

電話番号：059-224-2227

F A X：059-224-2078

E-mail：shinsan@pref.mie.jp